

- NPO首都圏事業再生支援センター
- NPO関西事業再生支援センター
- NPO東海事業支援機構
- NPO西日本事業支援機構
- NPO東日本事業支援機構
- 

## 経営承継が変わる「中小企業経営承継円滑化法」

### 《はじめに》

平成20年10月から中小企業の経営承継に関する新しい法律(正式名称は「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」、以下「中小企業経営承継円滑化法」という)が施行され、それに伴い「取引相場のない株式等の納税猶予制度」が平成21年に法制化される予定です。

今後、自社の経営・事業承継を考える上で同法の活用は重要な選択肢の一つだと考えられますが、活用にあたっては同法を十分に理解し、慎重に検討することが必要になってきます。

### 《概要》

中小企業の経営承継を円滑に進める支援策として、

- 1 遺留分に関する民法の特例
- 2 金融支援制度
- 3 相続税の納税猶予の特例

の三つを柱としています。

### 《遺留分に関する民法の特例》

① 生前に贈与を受けた自社株式等を遺留分基礎財産から除外できる

経営承継においては、先代経営者の保有する自社株式等を後継者に円滑に承継することが重要になります。しかし生前贈与や遺言を活用しても遺留分の制約があることで自社株式等を後継者に集中することが出来ず経営承継の妨げとなることがありました。そこで、当事者全員の合意を条件に生前に贈与した自社株式等を遺留分算定基礎財産から除外できるようにされました。

② 生前に贈与を受けた自社株式等の評価をあらかじめ固定できる

先代経営者から自社株式等の贈与を受けた後、後継者が大変な努力をして、例えばその評価額が3倍に上昇した場合でも、相続が発生したときの遺留分計算の評価額はその時点、つまり相続発生時点の評価額をされてしまいます。つまり後継者の貢献による評価上昇分まで遺留分減殺請求の対象となってしまうわけです。そこで当事者全員の合意があれば、合意時点の評価額を遺留分算定の価格とすることが認められることになりました。

### 《金融支援措置》

経営承継に伴い生ずる資金の調達を支援するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業又はその代表者は、次の融資を受けることが可能となります。

#### 1 会社による自社株式等の取得資金の融資

相続等に関して、後継者が自社株式等を会社に売却せざ

るを得ない場合、相続等で分散した自社株式等を会社を買取る場合などについて会社に対してこれらを取得する資金が融資されます(平成20年4月1日から実施中)

#### 2 後継者個人による経営権安定化のための資金の融資

##### ① 会社の後継者に対する融資

後継者に対して、相続等で分散した自社株式等を後継者個人が買取る場合や相続の納税資金を必要とする場合、親族外承継に際して後継者たる役員や従業員等が自社株式等を買取る場合などについて、その後継者個人に対して資金が融資されます(平成20年10月1日から創設)。

##### ② 個人事業主の後継者に対する融資

個人事業主の後継者に対して、相続等で分散した事業用資産を後継者が買取る場合や相続税の納税資金を必要とする場合などについて、その後継者たる個人事業主に対して資金が融資されます(平成20年10月1日から創設)。

#### 3 後継者不在等の企業を M&A 等により取得するための資金の融資

既存の中小企業である会社や個人が、後継者不在等の企業の株式を取得したり事業を譲受ける場合や、後継者不在等の企業の役員や従業員が、新たに法人を設立してその後継者不在等の企業の株式を取得したり事業を引受ける等の場合について、会社や個人事業主に対して株式等の取得資金が融資されます(平成20年4月1日から実施中)。

### 《相続税の納税猶予の特例》

後継者の自社株式に係る相続税負担の問題を解決するため、後継者である相続人が非上場会社を経営していた被相続人から相続等により当該会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式(相続等の結果、相続開始前から既に保有していた議決権株式を含めてその会社の発行済み議決権株式の3分の2に達するまでの部分)に係る課税価格の80%に対応する部分の相続税額が納税猶予される予定です。(ただし事業継続要件、株式保有要件等あり)

また新しい事業承継税制の制度化に伴い、相続税の課税方式を現行の法定相続分課税方式からいわゆる遺産取得課税方式へ改めることも検討されています。

■ NPO法人西日本事業支援機構 松原智子

URL: <http://www.npo-shien.org/>

□ 事業再生支援センター……イベント情報【さいせいニュース読者は以下のセミナーに参加(有償)できます。事務局にお問い合わせください

- 5月12日(火) 15:00～ NPO 首都圏 主催 プロフェッショナルセミナー
- 5月14日(木) 16:00～ NPO 関西 主催 プロフェッショナルセミナー
- 5月15日(金) 17:00～ NPO 東海 主催 プロフェッショナルセミナー

### ◆ さいせいニュースのご案内

さいせいニュースは、事業再生支援センター(首都圏NPO、東海NPO、東日本NPO、関西NPO、西日本NPO)主催の経営者向けセミナー(事業再生・経営改革・地域活性等のテーマ)に参加された方に発行しています。毎月10日を日目に定期的に発行しています。

当ニュースの受信不要・拒否、ご意見、お問合せ等は、お手数ですが下記の事業再生支援センター協議会—事務局までお願いいたします。

●事業再生支援センター協議会—事務局(株式会社エム・エム・プラン内): (TEL)03-5367-1558 (Fax)03-5367-1668